

令和4年度「ふくしまゼロカーボン宣言」事業（学校版）実施要領

令和4年4月1日
環境共生課

1 目的

2050年度までの脱炭素社会の実現に向けて、県内の幼稚園や学校が「ゼロカーボン」を目指した取組の実施を「宣言」することにより、児童・生徒等と教職員が一体となった地球温暖化対策の取組を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

2 主催

福島県、地球にやさしい“ふくしま”県民会議

3 共催（予定）

福島県教育委員会、福島県地球温暖化防止活動推進センター

4 参加対象

県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「学校」という。）

5 取組分野

(1) ベーシック編

6(1)及び(2)の項目について、県が提示したメニューから実施する取組を選択して、地球温暖化対策に取り組む。

(2) アドバンス編

6(1)及び(2)の項目について、自ら目標等を定め、地球温暖化対策に取り組む。

6 取組内容及び取組期間

(1) 必須の取組内容（節電・節水）

取組期間：令和4年9月から10月とする。

取組内容：節電・節水のポスター作成、全校放送による呼びかけなど

アドバンス編は、基準年（過去3年間（令和元年～令和3年）のうちいずれか）の9月～10月の電気・水道使用量（※）に基づく二酸化炭素排出量に対し、令和4年同月期の二酸化炭素排出量削減目標を定め、節電・節水に取り組むこと。

※ 小中（中高）一貫校の場合、電気・水道使用量を学校ごとに算出可能な場合は、それぞれアドバンス編に申し込むものとする。算出方法は、実情に応じて各学校で定めるものとする（人数や面積で按分する等）。算出不可能な場合は、小中一貫校は中学校の部に、中高一貫校は高校の部に申し込み、その部で審査を行う。

(2) 任意の取組内容

取組期間：令和4年4月から10月のうち任意の期間とする。

取組内容：以下に掲げる項目について地球温暖化対策に取り組むものとする。

- ア 学校における環境保全活動
ごみの分別回収の徹底、裏紙利用の徹底、牛乳パックの回収など
 - イ 学校における環境教育
緑のカーテン作り、自然観察会の実施、再生可能エネルギーの授業など
 - ウ 学校における気候変動への適応
注意喚起のための熱中症情報の掲示、チェック表を用いた運動前の体調管理、風水害の避難経路の確認など
 - エ 地域における環境保全活動
学校周辺の緑化活動、最寄駅の清掃や資源回収の実施、地域イベントでの環境啓発活動など
 - オ 家庭における省エネ活動
「令和4年度みんなでエコチャレンジ事業」への参加、家庭での省エネ活動等の呼びかけなど
 - カ その他独自の取組
マイ箸等利用の呼びかけ、教職員の自転車通勤の促進など
- (3) 他事業との連携（任意）
取組期間：各事業の事業期間とする。
取組内容：以下に掲げる事業へ参加又は実施するものとする。
- ア 令和4年度ナッジワークショップ事業
小学校4学年以上及び中学校を対象として、行動経済学の知見を用いて行動を望ましい方向に導く「ナッジ理論」に係る講師派遣を受けたワークショップの開催により、省エネ・省資源の取組を促進する。
※ ワークショップは1件あたり2時限、40名程度。8件まで募集。講師派遣期間は令和4年6月から令和5年1月。
 - イ 令和4年度みんなでエコチャレンジ事業
児童・生徒及び教職員へ応募用紙を配布するとともに、教材として活用する。
※ 活用の例：中学校2年生の「道徳」「総合学習」等の授業において教材として活用し、生徒の環境配慮意識の醸成、生徒から家庭への環境配慮意識の波及を図る。教材として活用した応募用紙は学校でとりまとめて提出する。
 - ウ その他事業
令和4年度エコ七夕事業、令和4年度環境活動スタート事業、令和4年度ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト事業への参加など

7 参加手続

(1) 申込方法

電子メールにより参加申込書を福島県環境共生課（以下「県」という。）に提出すること。県は、参加申込書の提出があった学校に対し、「宣言書」を送付するものとする。なお、「宣言書」の送付業務については県委託先が行うものとする。

(2) 申込期限

令和4年8月31日（水）

- (3) 提出先メールアドレス
zerocarbonsengen_gakko@pref.fukushima.lg.jp

8 報告手続

- (1) 報告方法
取組期間終了後、電子メールにより取組報告書を県へ提出すること。
写真等、取組内容が分かる資料がある場合、審査の参考とするので、任意様式で提出すること。
- (2) 報告期限
令和4年11月25日（金）
- (3) 提出先メールアドレス
zerocarbonsengen_gakko@pref.fukushima.lg.jp

9 賞及び表彰式

- (1) 賞
アドバンス編に参加した学校について、取組内容を審査し、最優秀賞、優秀賞及び入賞を選定する。また、学校独自に特色ある取組をしている学校を特別賞として選定する。副賞として、最優秀賞 30,000 円、優秀賞 20,000 円、入賞 5,000 円、特別賞 5,000 円の図書カードを贈呈する。
また、ベーシック編及びアドバンス編に参加した学校について、「福島議定書」事業から長年に渡り継続して参加している学校を奨励賞として選定する。
- (2) 表彰式
別に定める審査要領により実施する。

10 審査（アドバンス編のみ）

- (1) 審査項目
ア 二酸化炭素排出削減量及び削減率
イ 二酸化炭素排出削減目標の設定状況及び達成状況
ウ 学校における環境保全活動・環境教育・気候変動への適応、地域における環境保全活動及び家庭における省エネ活動の取組内容
エ その他独自の取組内容
- (2) 審査方法
別に定める審査要領によるものとする。

11 認定証の交付

県は、本事業に参加し、報告書を提出した学校に、「認定証」を交付するものとする。なお、「認定証」の送付業務は県が行う。

12 その他

本要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。